

第74号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

投票立会人の報酬の取扱いを見直すほか、所要の改正を行うものであります。

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	日額 15,000円
--------------------	------------

」

を

「

投票立会人	日額15,000円（勤務時間が7時間以内の場合にあつては、日額7,500円）
開票立会人及び選挙立会人	日額 15,000円

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 勤務が継続して翌日にわたつた場合における開票管理者、選挙長、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額は、この表の規定にかかわらず、1日分の額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当

新

別表第1（第2条）

特別職の職員の報酬の支給単位及び額

職 名	報酬の支給単位及び額
省 略	
投 票 立 会 人	日額15,000円（勤務時間が7時間以内の場合にあつては、日額7,500円）
開票立会人及び選挙立会人	日額 15,000円
省 略	

備考 勤務が継続して翌日にわたつた場合における開票管理者、選挙長、開票立会人及び選挙立会人の報酬の額は、この表の規定にかかわらず、1日分の額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

等に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

別表第1（第2条）

特別職の職員の報酬の支給単位及び額

職 名	報酬の支給単位及び額
省 略	
<u>投票立会人、開票立会人及び選挙立会人</u>	<u>日額 15,000円</u>
省 略	

（追 加）